

■第376回食品安全委員会

日時：平成23年3月31日（木）14：00～15：39

傍聴者：11名

議事概要：

（１）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

１）食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に定められた乳及び乳製品の容器包装に係る規格基準に関し、試験法の一部を改正すること

- ・厚生労働省から説明。
- ・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

（２）添加物専門調査会における審議結果について

１）「（３-アミノ-３-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- *（３-アミノ-３-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩は、アスパラガス、セロリ、コールラビ、うんしゅうみかん、スイートコーン、緑茶等の食品中に存在します。欧米において、魚介製品といった加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（３）農薬専門調査会における審議結果について

１）「アラクロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

２）「ブタクロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

３）「MCPA」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書（案）について、アラクロールでは内容を一部修正し、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * １）除草剤で、なし、ぶどう等に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。
- * ２）除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。
- * ３）除草剤で、稲、とうもろこし等に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（４）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

１）添加物「２-エチル-６-メチルピラジン」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 添加物（香料）「２-エチル-６-メチルピラジン」は、２-エチル-６-メチルピラジンと２-エチル-５-メチルピラジンとの混合物とされています。２-エチル-６-メチルピラジン及び２-エチル-５-メチルピラジンは、ポテトチップス、麦芽等の食品中に存在し、また、豚肉等の加熱調理及びカシューナッツ、ココナッツ、コーヒー等の焙煎により生成する成分です。欧米において、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、清涼飲料、肉製品等様々な加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

２）添加物「ピロール」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* コーヒー、タマリンド、麦芽等の食品中に存在し、また、牛肉、鶏肉等の加熱調理により生成する成分です。欧米において、焼菓子、肉製品、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、朝食シリアル類、ソフト・キャンデー类等様々な加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

３）動物用医薬品「セファロニウム」に係る食品健康影響評価について

・「セファロニウムの一摂取許容量（ADI）を、0.0016mg/kg体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊抗生物質で、牛の乳房炎の治療に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（５）食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について

- ・事務局から説明。
- ・「加熱時に生じるアクリルアミド」が自ら評価案件として決定された。

（６）平成２３年度食品安全委員会運営計画について

- ・事務局から説明。
- ・修正済みの原案のとおり、運営計画が決定された。

（７）平成２３年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項について

- ・事務局から説明。
- ・原案のとおり、企画専門調査会に対し調査審議を求めることとなった。

（８）平成２３年度食品安全モニターの依頼について

- ・事務局から報告のとおり依頼することとされた。

（９）食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の点検・検討に係るファクトシートの作成について（報告）

１）食品中のカフェイン

- ・事務局から報告。
- ・委員会のホームページで公表することとされた。

（１０）食品安全関係情報（２月２６日～３月１１日収集分）について

- ・事務局から報告。